

第3回

春日井市文化芸術選奨募集要項

春日井市

いきがい創生部文化スポーツ振興課 文化振興担当

TEL 0568-85-6079

Email bunspo@city.kasugai.lg.jp

1 趣旨

本市の文化芸術の向上発展に貢献し、業績が顕著なものを表彰することにより、本市の文化芸術の振興を図ることを目的とします。

2 表彰の種類と選考基準

(1) 文化芸術功労賞

本市の文化芸術の向上に貢献し、その業績が顕著な個人又は団体

◇ 技量及び活動が全国的に高い評価を受け、かつ長年にわたり本市の文化芸術の普及・振興に貢献するなど、その業績が顕著なもの

(2) 文化芸術賞

本市の文化芸術の各分野において一定の活動実績があり、将来にわたって一層の貢献が期待できる個人又は団体

◇ 概ね10年以上の活動実績があり、次の基準のいずれかに該当するもの

ア 技量及び活動が全国的に高い評価を受けたもの

イ 本市の文化芸術の普及・振興に尽力し、優れた実績を重ねたもの

ウ 将来にわたって一層の貢献が期待できるもの

(3) 文化芸術奨励賞

文化芸術の各分野における一層の向上と本市の文化芸術の向上に将来にわたって貢献することが期待できる個人又は団体

◇ 次の基準のいずれかに該当するもの（活動実績の年数は問わない。）

ア 全国規模のコンクール等（※1）で優秀な成績を修めたもの

イ 世界規模のコンクール等（※2）で入賞又は入選したもの

ウ その他全国的な規模で活動の実績が認められるもの

※1 全国規模のコンクールについては、地区予選を経るか、または都道府県を代表して出場するものに限られます。参加者が会員に限られるもの、参加者の住所が10都道府県以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が100人（50団体）以下のものは対象外とします。

※2 世界規模のコンクールについては、予選を経るか、または国を代表して出場するものに限られます。参加者が会員に限られるもの、参加者の国籍が5か国以下のもの、あるいは予選を含めた参加者数が100人（50団体）以下のものは対象外とします。

3 対象分野

選奨の対象となる文化芸術活動は次の6分野とします。

(1) 芸術（文学、音楽、美術、書、写真、演劇、舞踊その他の芸術）

(2) メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）

(3) 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）

(4) 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能）

(5) 生活文化（華道、茶道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民娯楽）

(6) その他（芸術文化評論、放送等）

4 対象者

表彰の種類と選考基準の各区分に応じ春日井市長に推薦された、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 個人 本市在住者（過去在住者を含む。）、本市出身者、本市の学校在学者（本市の学校出身者を含む。）又は本市を活動の拠点として文化芸術活動を行っている者

(2) 団体 本市を活動拠点として文化芸術活動を行っている者

5 推薦者

市長に推薦を行える者は、春日井市文化振興審議会の現委員を除く個人又は団体とします。ただし、現委員が所属する団体からの推薦は、行うことができます。※自薦も可としています。なお、推薦にあたっては、原則として推薦者1人（団体）につき、各賞それぞれ3人（団体）を上限とします。

6 選考について

- (1) 受賞者の選考は、春日井市文化振興審議会において行い、市長が決定します。
- (2) 文化芸術賞及び文化芸術奨励賞については、当該年度及び前年度中に挙げられた業績を中心に、それまでの業績や継続性及び将来における発展性についても考慮し、総合的に評価します。文化芸術奨励賞については、原則として前年度1月から当該年度12月までに審査結果が公表されたコンクール等を対象とします。
- (3) 文化芸術功労賞及び文化芸術賞については、過去の受賞者を重ねて表彰しません。ただし、文化芸術賞の受賞から概ね10年以上を経過している者を文化芸術功労賞に選考することは妨げません。
- (4) 文化芸術奨励賞については、原則として、①小学校、②中学校、③高校、④大学・大学院及び20代、⑤30代以上、の5段階に分け、それぞれの段階で1回を限りとします。
- (5) 選考過程については、すべて非公開とし、いかなる質問についても回答いたしかねます。

7 推薦の手続き

- (1) 推薦受付時期 **令和8年10月1日（木）から12月25日（金）〈必着〉まで**
- (2) 提出書類等
 - ア 春日井市文化芸術選奨推薦書（個人の受賞候補者は「その1」、団体の受賞候補者は「その2」）
 ※市ホームページ（春日井市文化芸術選奨のWebページ）からダウンロードできます。
 ※推薦書は、別紙も含め6ページ以内とします。
 - イ 関係資料 候補者の経歴、業績等、推薦書記入事項の詳細資料
 （例）コンクールのプログラム、公演等パンフレット、演劇・音楽などのDVD、CD又は録音データ等、美術作品等のカラー写真又は画像データ、賞状の写、出版物等業績を示すもの
- (3) 提出方法
 春日井市文化芸術選奨推薦書に必要書類を添付し、文化スポーツ振興課へEメール、郵送、直接のいずれかの方法で提出してください。（郵送の場合は、元払いをお願いします。）
- (4) 提出先
 春日井市 いきがい創生部文化スポーツ振興課 文化振興担当
 メールアドレス：bunspo@city.kasugai.lg.jp
 住所：〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地
- (5) その他
 - ア 提出書類は、選考過程で資料として使用するため返却できませんので、予めご了承ください。
 - イ 市文化振興審議会で選考された候補者については、次の書類の提出をお願いする場合があります。

個人	・身元証明書	・住民票、卒業証明書等の本市出身等が確認できるもの
団体	・団体規約	・構成員の住所、氏名、年齢等が確認できる会員名簿

8 選考結果の発表及び表彰式の開催

推薦者及び受賞者へ文書により通知します。受賞者の発表は、令和9年2月下旬を予定しています。また、令和9年3月21日（日・祝）に表彰式を行い、表彰状及び記念品を贈呈します。